

議第96号

公の施設の指定管理者の指定について  
(海洋センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和5年（2023年）12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
柏崎海洋センター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
公益財団法人かしわざき振興財団
- 3 指定の期間  
令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）  
3月31日まで